総合事業における 地域リハビリテーション関係加算の新設

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

地域リハビリテーション推進に向けた取組【総合事業サービスの場合】

被保険者

新規利用者と病院・施設から 退院・退所した者を、重点的に 支援

> ⑥リハビリ専門職の助言を 踏まえた計画を作成 (助言の内容を記載するか、 資料を添付)

介護サービス事業所

介護予防訪問 · 短時間通所 サービス費

生活機能向上連携加算

- (A) **150単位**(1ヶ月のみ算定可)
- (B) 250単位(3ヶ月まで算定可)
- (C) 350単位(3ヶ月まで算定可) ※いずれも更新不可

※現行の(Ⅰ)100単位、(Ⅱ)200単位は、 更新可

地域包括支援センター 居宅介護支援事業所

③リハビリ専門職の助言を踏まえた サービス・支援計画作成 (助言を受けた内容を記載するか、

> 4サービス・支援計画 を調整

資料を添付)

①助言 依頼

介護予防ケアマネジメント費 地域リハビリテーション連携加算 150単位

(4ヶ月まで算定可) ※委託連携加算・インフォーマル加算との 併給不可

- ② A. 利用者宅を同行訪問 B カンファレンスを実施 のいずれかを実施
- ★2ヶ月目以降は、リハビリ専門職に報告 の上、適切な対応を実施

地域リハビリテーション支援拠点

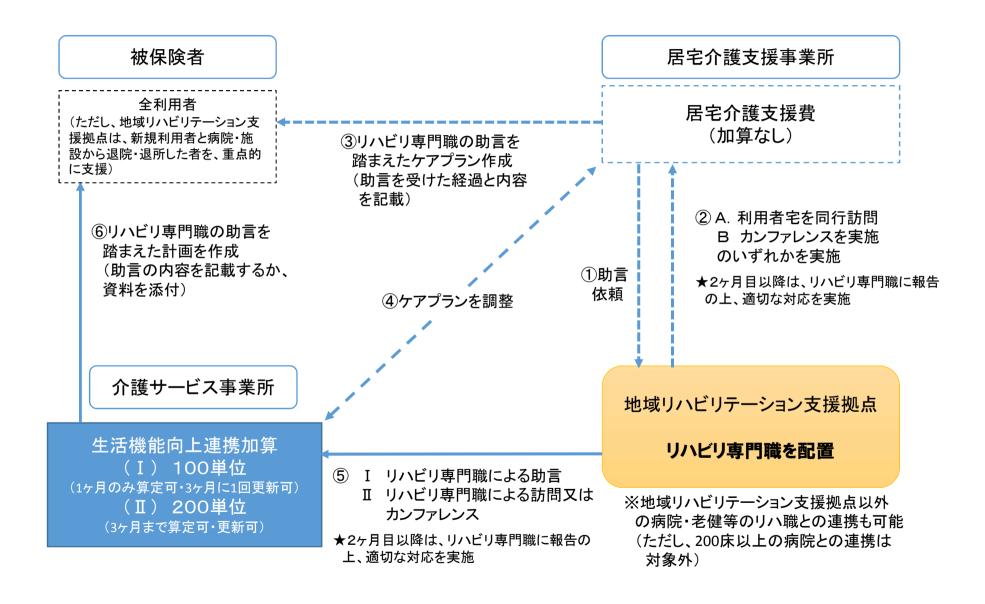
リハビリ専門職を配置

※地域リハビリテーション支援拠点以外 の病院・老健等のリハ職との連携も可能

- ⑤ A リハビリ専門職による助言
 - B リハビリ専門職による訪問又は カンファレンス
 - C リハビリ専門職と介護予防ケア マネジメント担当者による訪問 又はカンファレンス

★2ヶ月目以降は、リハビリ専門職に報告の 上、適切な対応を実施

地域リハビリテーション推進に向けた取組【居宅介護等の場合】



地域リハビリテーション支援拠点に関連する報酬(1)

介護予防ケアマネジメント

地域リハビリテーション 支援拠点

※他病院・他施設のリハ職も 実施可能 ①利用者宅の同行訪問か、 カンファレンスを実施

地域リハビリテーション支援・ 提供書を発行 新規利用者 退院・退所者

地域包括支援C ケアマネジャー

介護予防サービス・ 支援計画を作成

+

③反映

2添 付

2ヶ月目以降は、リハ職に報告して、状況の確認を 受ければ、算定可

ただし、状況の変化等により助言内容が変更となった場合は、新しい提供書に基づいて計画を変更する 事が必要

地域リハビリテーション連携加算を算定

地域包括支援C 150単位/月 ケアマネジャー 120単位/月 ★最長4ヶ月まで

地域リハビリテーション支援拠点に関連する報酬②

介護予防訪問サービス/介護予防短時間通所サービス

新規利用者 退院・退所者

地域リハビリテーション 支援拠点

※他病院・他施設のリハ職も 実施可能

- ①A. リハ職による助言
 - B. 訪問かカンファによる助言
 - C. ケアマネ担当者も加えた三者 での訪問かカンファによる助言

サービス事業所

介護予防訪問/短時間通所サービス計画を作成

+

③反映

地域リハビリテーション支援・ 提供書を発行

②添 付

2ヶ月目以降は、リハ職に報告して、状況の確認を 受ければ、算定可

ただし、状況の変化等により助言内容が変更となった場合は、新しい提供書に基づいて計画を変更する 事が必要

生活機能向上連携加算を 算定

- (A) 150単位/3月
- (B) 250単位/月
- (C) 350単位/月

★最長3ヶ月まで

地域リハビリテーション支援拠点に関連する報酬③

生活機能向上連携加算算定対象サービス

リハビリ専門職 (病院・他施設等)

※地域リハ拠点も実施可能だが、 地域リハ拠点は、新規利用者等 退院・退所者を重点的に支援 ① I. リハ職による助言 Ⅱ. 訪問かカンファによる助言

リハビリ専門職による助言 (方法は任意)

全利用者

サービス事業所

サービス計画を作成

3 反映

②添 付

生活機能向上連携加算を 算定

- (I) 100単位/3月
- (Ⅱ) 200単位/月 ★更新可能

2ヶ月目以降は、リハ職に報告して、状況の確認を 受ければ、算定可

ただし、状況の変化等により助言内容が変更となった場合は、新しい提供書に基づいて計画を変更する 事が必要

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の関係

認定不要

介護予防ケアマネジメント

要支援

介護予防支援

介護予防給付を利用する場合

介護予防給付と 介護予防・生活 支援サービスの 両方を利用する 場合

介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス

介護予防短時間通所サービス

地域リハ連携 加算の対象は、 こちらだけ

介護予防・生活

支援サービス

のみ利用する

場合

例)福祉用具貸与を併用すると、 地域リハ連携加算は算定できない

生活機能向上連携加算A・B・Cは、 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 どちらで利用した場合も算定可 介護予防訪問入浴 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリ

介護予防通所リハビリ 介護予防短期入所

介護予防福祉用具 貸与·販売 介護予防住宅改修

例)福祉用具貸与を併用しても、 生活機能向上連携加算を算定できる

①地域リハビリテーション連携加算 【介護予防ケアマネジメント】

報酬単位	150単位	
算定期間	4ヶ月まで算定可・更新不可	
対象者	新規利用者 病院・施設から退院・退所した方	
リハビリ専門職 の所属機関	 ・地域リハビリテーション支援拠点 ・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) 	
算定要件	①リハビリ専門職と介護予防ケアマネジメント担当者によるによる同行訪問 又は、両者によるカンファレンスの実施 ②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス・支援計画の作成 (助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施	

②-1生活機能向上連携加算 【介護予防訪問サービス】

	加算Ⅰ	加算Ⅱ
報酬単位	100単位	200単位
算定期間	1ヶ月のみ・更新可	3ヶ月まで算定可・更新可
対象者	全利用者	全利用者
リハビリ専門職の所属機関	・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) ・・・川崎協同病院は、200床以上の医療機関のため算定不可 ※地域リハビリテーション支援拠点となっている医療機関も含まれるが、原則として、新規利用者と病院・施設から退院・退所した方を対象として、3ヶ月のみ対応	
算定要件	①地域リハビリテーション支援拠点等の場において把握又は、ICTによる把握②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要)	①リハビリ専門職とサービス提供責任者による同行訪問又は、両者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施

②-2生活機能向上連携加算 【介護予防訪問サービス】

	加算A	加算B	加算C
報酬単位	150単位	250単位	350単位
算定期間	1ヶ月のみ <mark>・更新不可</mark>	3ヶ月まで算定可・ <mark>更新不可</mark>	3ヶ月まで算定可 <mark>· 更新不可</mark>
対象者	新規利用者	新規利用者 病院・施設から退院・退所した方	新規利用者 病院・施設から退院・退所した方
リハビリ専門職 の所属機関		 ・地域リハビリテーション支援拠点 ・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型 	医療施設、介護医療院)
算定要件	①地域リハビリテーション支援拠点等の場において把握又は、ICTによる把握②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要)	①リハビリ専門職とサービス提供責任者による同行訪問又は、両者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施	①リハビリ専門職・介護予防ケアマネジメント担当者とサービス提供責任者による同行訪問又は、三者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施

③-1生活機能向上連携加算 【介護予防短時間通所サービス】

	加算Ⅰ	加算Ⅱ	
報酬単位	100単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、算定しない	200単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、100単位	
算定期間	1ヶ月のみ・更新可	3ヶ月まで算定可・更新可	
対象者	全利用者	全利用者	
リハビリ専門職 の所属機関	・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) ・・・川崎協同病院は、200床以上の医療機関のため算定不可 ※地域リハビリテーション支援拠点となっている医療機関も含まれるが、原則として、新規利用者と病院・施設から退院・退所した方を対象として、3ヶ月のみ対応		
算定要件	①地域リハビリテーション支援拠点等の場において把握又は、ICTによる把握②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要)	①リハビリ専門職とサービス提供責任者による同行訪問又は、両者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施	

②-2生活機能向上連携加算 【介護予防短時間通所サービス】

	加算A	加算B	加算C
報酬単位	150単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、算定しない	250単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、算定しない	350単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、算定しない
算定期間	1ヶ月のみ · 更新不可	3ヶ月まで算定可・更新不可	3ヶ月まで算定可・ <mark>更新不可</mark>
対象者	新規利用者	新規利用者 病院・施設から退院・退所した方	新規利用者 新規利用者 病院・施設から退院・退所した方
リハビリ専門職 の所属機関		・地域リハビリテーション支援拠点 ・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型	医療施設、介護医療院)
算定要件	①地域リハビリテーション支援拠点等の場において把握又は、ICTによる把握②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要)	①リハビリ専門職とサービス提供責任者による同行訪問又は、両者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載が資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施	①リハビリ専門職・介護予防ケアマネジ メント担当者とサービス提供責任者に よる同行訪問 又は、三者によるカンファレンスの実施 ②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成 (助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月 報告の上、適切な対応を実施

④生活機能向上連携加算 【介護予防通所サービス】

	加算Ⅰ	加算Ⅱ
報酬単位	100単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、算定しない	200単位 ※運動器機能向上加算を算定 している場合は、100単位
算定期間	1ヶ月のみ 3ヶ月に1回更新	3ヶ月まで算定可 更新可
対象者	全利用者	全利用者
リハビリ専門職 の所属機関	・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) ・・・川崎協同病院は、200床以上の医療機関のため算定不可 ※地域リハビリテーション支援拠点となっている医療機関も含まれるが、原則として、新規利用者と病院・施設から退院・退所した方を対象として、3ヶ月のみ対応	
算定要件	①地域リハビリテーション支援拠点等の場において把握又は、ICTによる把握②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要)	①リハビリ専門職とサービス提供責任者による同行訪問又は、両者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施

【参考】生活機能向上連携加算 【居宅介護サービス等】

	加算Ⅰ	加算Ⅱ
報酬単位	100単位	200単位 ※個別機能訓練加算を算定 している場合は、100単位
算定期間	1ヶ月のみ 3ヶ月に1回更新	3ヶ月まで算定可 更新可
対象者	全利用者	全利用者
リハビリ専門職 の所属機関	・訪問リハビリテーション事業所 ・通所リハビリテーション事業所 ・200床未満の医療機関 (病院、診療所、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) ・・・川崎協同病院は、200床以上の医療機関のため算定不可 ※地域リハビリテーション支援拠点となっている医療機関も含まれるが、原則として、新規利用者と病院・施設から退院・退所した方を対象として、3ヶ月のみ対応	
算定要件	①地域リハビリテーション支援拠点等の場において把握又は、ICTによる把握②リハビリ専門職による助言③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要)	①リハビリ専門職とサービス提供責任者による同行訪問又は、両者によるカンファレンスの実施②リハビリ専門職による助言 ③②を踏まえたサービス計画の作成(助言内容の記載か資料添付が必要) ④算定期間中は、リハビリ専門職に各月報告の上、適切な対応を実施